

令和2年 第2回

士幌町議会定例会議案

令和2年6月5日

議案第1号	辺地総合整備計画の変更について
議案第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第3号	農業委員会委員の任命について
議案第4号	士幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
議案第5号	士幌町町税条例等の一部を改正する条例案
議案第6号	士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第7号	士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第8号	士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第9号	士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第10号	士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第11号	令和2年度士幌町一般会計補正予算（第2号）
議案第12号	令和2年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第13号	令和2年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年6月5日

士幌町議会議長 秋間 紘一 様

士幌町長 小林 康雄

議案第 1 号

辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により、上音更辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

説 明

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

総合整備計画書（案）

北海道河東郡士幌町 上音更辺地
(辺地の人口 600人 面積80.3km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 河東郡士幌町字士幌の一部・字上音更・字中音更・字ウリマク
(2) 地 域 の 中 心 の 位 置 河東郡士幌町字上音更西12線17番地2
(3) 辺 地 度 点 数 179点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- (1) 道 路 ～ 大規模農業経営が行われている区域の道路であるため、農畜産物の搬入出路の改善策として改良舗装、防雪対策の整備が必要である。
(2) 農業 経営近代化施設 ～ 大規模農業経営が行われている区域で土地利用の変化及び降雨形態の変化に伴い、降雨時には流出量の増加により通水能力が不足し、農地に湛水被害が発生している。排水路の整備を行い、農地の湛水被害を解消し、生産性の向上及び農作業の効率化を図る為に必要である。
(3) 教 育 文 化 施 設 ～ 辺地地区の児童・生徒の小中学校への通学のため、スクールバスを運行しているところである。当該辺地のスクールバス運行3路線のうち、新田線については、当初の整備から18年間の経過し、更新の時期を迎えているために整備が必要である。また、西上線についても、当初の整備から22年以上の経過し、更新の時期を迎えているために整備が必要である。
(4) 観光・レクリエーション ～ 当該辺地地域の観光施設である「士幌高原ヌプカの里」の施設設備改修である。地域の交流人口を増やす重要な拠点となっており、これまで修繕を行ってきたところではあるが、老朽化により改修が必要である。

3. 公共的施設の整備計画 平成29年度から令和3年度まで 5年間

(単位：千円)

施 設 名	区 分 事業主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一 般 財 源 の う ち 辺 地 対 策 事 業 債 の 予 定 額
			特 定 財 源	一 般 財 源	
道路 (川西東1線 ほか1事業)	士 幌 町	(221,000) 169,000	(136,600) 101,400	(84,400) 67,600	(84,400) 67,600
農業 経営近代化施設 (国営士幌西部地区かんがい排水事業)	国	233,500	0	233,500	93,400
農業 経営近代化施設 (士幌川西地区担い手畑地帯総合整備事業 ほか1事業)	北 海 道	(220,000) 40,000	(0) 0	(220,000) 40,000	(88,000) 16,000
教育文化施設 (スクールバス整備事業)	士 幌 町	17,500	4,800	12,700	10,000
観光・レクリエーション (士幌高原ヌプカの里施設設備改修事業)	士 幌 町	13,000	0	13,000	13,000
合 計		(705,000) 473,000	(141,400) 106,200	(563,600) 366,800	(288,800) 200,000

議案第 2 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所
氏名

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
廣長悦治
●●●●●●●●●●

説 明

固定資産評価審査委員会委員の任期満了により、新たに委員を任命するため、議会の同意を求めるものである。

議案第 3 号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生年月日
●●●●●●●●●●●●●●●●	山内 徳彦	●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	鎌田 尚吾	●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	香川 国彦	●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	足立 雅人	●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	後藤 範雄	●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	岡部 真吾	●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	森本 耕二	●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	河村 繁美	●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	小野寺 保	●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	渡邊 一元	●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	上山 靖	●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	河田 浩美	●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	遠藤 政雄	●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	七條 光寛	●●●●●●●●●●●●

説 明

農業委員会委員の任期満了により、新たに委員を任命するため、議会の同意を求めるものである。

議案第 4 号

士幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案

士幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例

士幌町手数料徴収条例（昭和43年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の改正に伴い、個人番号通知カードの再交付が廃止となったため、条例を改正するものである。

議案第 5 号

士幌町町税条例等の一部を改正する条例案

士幌町町税条例等の一部を改正する条例

(士幌町町税条例の一部改正)

第 1 条 士幌町町税条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第24条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の 2 中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除、ひとり親控除額」に、「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

第36条の 2 第 1 項ただし書中「第314条の 2 第 5 項」を「第314条の 2 第 4 項」に改める。

第36条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第36条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第48条第 2 項中「第66条の 7 第 4 項及び第10項」を「第66条の 7 第 5 項及び第11項」に改める。

第54条第 2 項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第 4 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。「この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。」

第54条第 7 項中「第10条の 2 の12」を「第10条の 2 の15」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「によって」を「により」に、「第49条の 2」を「第49条の 3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第 7 項とし、

同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- （1） 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- （2） 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- （3） その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

「ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。」

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこの」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」

を「令和３年」に改める。

附則第８条第１項中「平成33年度」を「令和６年度」に改める。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の３の２」の次に「、第61条又は第62条」を加え、「又は法附則第15条から第15条の３の２まで」を「又は附則第15条から第15条の３の２、第61条若しくは第62条」に改める。

附則第10条の２第２項を削り、同条第３項中「附則第15条第２項第６号」を「附則第15条第２項第５号」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項中「附則第15条第33項第１号イ」を「附則第15条第30項第１号イ」に改め、同項を同条第３項とし、同条第５項中「附則第15条第33項第１号ロ」を「附則第15条第30項第１号ロ」に改め、同項を同条第４項とし、同条第６項を削り、同条第７項中「附則第15条第33項第１号ニ」を「附則第15条第30項第１号ハ」に改め、同項を同条第５項とし、同条第８項中「附則第15条第33項第１号ホ」を「附則第15条第30項第１号ニ」に改め、同項を同条第６項とし、同条第９項中「附則第15条第33項第２号イ」を「附則第15条第30項第２号イ」に改め、同項を同条第７項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第２号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第８項とし、同項の次に次の１項を加える。

９ 法附則第15条第30項第２号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は４分の３とする。

附則第10条の２第11項中「附則第15条第33項第３号イ」を「附則第15条第30項第３号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第３号ロ」を「附則第15条第30項第３号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第３号ハ」を「附則第15条第30項第３号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を同条第16項とし、同条に次の１項を加える。

17 法附則第62条に規定する町の条例で定める割合は０とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和２年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第22条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第23条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 士幌町町税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及

び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号ホ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項

とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第17項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

（士幌町町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 士幌町町税条例の一部を改正する条例（令和元年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、士幌町町税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

（3） 削除

附則第1条第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第3条中「附則第1条第3号」を「附則第1条第2号」に改める。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第6条第1項中「附則第1条第5号」を「附則第1条第4号」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。ただし、第1条中士幌町町税条例第36条の3の2の見出しの改正規定及び同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする改正規定、第36条の3の3の見出しの改正規定、同条第1項の改正規定及び同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする改正規定、第48条第2項の改正規定、第54条第2項及び第4項の改正規定、同項に後段を加える改正規定、同条第7項の改正規定、同項を同条第8項とする改正規定、同条第6項の改正規定、同項を同条第7項とする改正規定、同条第5項の改正規定、同項を同条第6項とする改正規定並びに同条第4項の次に1項を加える改正規定、第61条第9項及び第10項の改正規定、第61条の2の見出しの改正規定及び同条第1項から第3項までの改正規定、第74条の2の次に1条を加える改正規定、第75条第1項の改正規定、第96条第3項を同条第4項とする改正規定、同条第2項の改正規定、同項を同条第3項とする改正規定及び同条第1項の次に1項を加える改正規定、第98条第1項の改正規定並びに第131条第6項の改正規定並びに附則第6条の改正規定、附則第7条の3の2第1項の改正規定、附則第8条第1項の改正規定、附則第10条の2第2項を削る改正規定、同条第3項の改正規定、同項を同条第2項とする改正規定、同条第4項の改正規定、同項を同条第3項とする改正規定、同条第5項の改正規定、同項を同条第4項とする改正規定、同条第6項を削る改正規定、同条第7項の改正規定、同項を同条第5項とする改正規定、同条第8項の改正規定、同項を同条第6項とする改正規定、同条第9項の改正規定、同項を同条第7項とする改正規定、同条第10項の改正規定、同項を同条第8項とする改正規定、同項の次に1項を加える改正規定、附則第10条の2第11項の改正規定、同項を同条第10項とする改正規定、同条第12項の改正規定、同項を同条第11項とする改正規定、同条第13項の改正規定、同項を同条第12項とする改正規定、同条第14項の改正規定、同項を同条第13項とする改正規定、同条第15項の改正規定、同項を同条第14項とする改正規定、同条第16項の改正規定及び同項を同条第15項とし、同条第17項を同条第16項とする改正規定、第11条の見出しの改正規定、第11条の2の見出しの改正規定並びに同条第1項及び第2項の改正規定、第12条の見出しの改正規定及び同条の改正規定、第13条の見出しの改正規定及び同条の改正規定、第15条第1項及び第2項の改正規定、第17条の2第1項及び第2項の改正規定並びに第22条の改正規定による改正後の士幌町町税条例並びに附則第3条第1項、第4項及び第5項並びに第5条の規定は令和2年4月1日から、第1条中士幌町町税条例附則第10条の改正規定、附則第10条の2に1項を加える改正規定、附則第15条の2の改正規定及び附則に1条を加える改正規定による改正後の士幌町町税条例は令和2年4月30日から適用する。

(1) 次号から第6号までに掲げる規定以外の規定 公布の日

- (2) 第1条中士幌町町税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (3) 第1条中士幌町町税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定、第2条中附則第10条及び第10条の2第17項の改正規定並びに附則に2条を加える改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (4) 第2条中士幌町町税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (5) 第2条(第3号及び前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (6) 第1条中士幌町町税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の士幌町町税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。
- 4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同

条第2項に規定する申告書について適用する。

- 5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の士幌町町税条例の規定中法人の町民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「5号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が5号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の町民税について適用する。

- 2 5号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の町民税及び5号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

(士幌町町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 士幌町町税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第47号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(士幌町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 士幌町町税条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(士幌町町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 士幌町町税条例の一部を改正する条例(平成29年条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(士幌町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 士幌町町税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第5号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条

第6号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第7号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第8号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第9号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第10号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

第12条 士幌町町税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2条、第3条及び第4条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

説 明

地方税法等の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響による町税の特例に関し規定するため、条例を改正するものである。

議案第 6 号

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

士幌町国民健康保険税条例（昭和43年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免の特例）

- 14 新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、第24条の3第1項に該当する者であって、町長が必要と認める者が、国民健康保険税（令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付）の支払の日が存するものに限る。）の減免を受けようとする場合における第24条の3第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、町長が指定する日とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。ただし、改正後の第2条の規定並びに第23条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（1）次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 附則第4項及び第5項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の士幌町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説 明

地方税法の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関し規定するため、条例を改正するものである。

議案第 7 号

士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案

士幌町介護保険条例の一部を改正する条例

士幌町介護保険条例（平成12年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「令和元年度及び」を削り、「27,450円」を「21,960円」に改め、同条第 3 項中「令和元年度及び」を削り、「27,450円」を「21,960円」に、「45,750円」を「36,600円」に改め、同条第 4 項中「令和元年度及び」を削り、「27,450円」を「21,960円」に、「53,070円」を「51,240円」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第 7 条 令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第 1 号被保険者の資格を取得した日から 14 日以内に法第 12 条第 1 項の規定による届出が行われなかったため令和 2 年 2 月 1 日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第 1 号被保険者の資格を取得した日から 14 日以内に行われていたならば同年 2 月 1 日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第 7 条第 1 項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

（1）新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

（2）新型コロナウイルス感染症の影響により、第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

- 2 前項の場合における第7条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長が、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第2条及び次項の規定は令和2年4月1日から、改正後の附則第7条の規定は令和2年2月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

説 明

介護保険法施行令の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関し規定するため、条例を改正するものである。

議案第 8 号

士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う」を「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の第10条第3項に規定する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例を改正するものである。

議案第 9 号

士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

（2）家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第37条第4号中「従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令に伴い、条例を改正するものである。

議案第10号

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「含む」の次に「。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ」を加える。

第40条第2項中「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1）町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- （2）特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴い、条例を改正するものである。